



第114回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
受付開始予定：午前9時15分

開催場所 広電本社ビル3階会議室
広島市中区東千田町二丁目9番29号

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

☒ 郵送による議決権行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後6時まで

目次

第114回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告書	26
株主総会参考書類	32

株主総会ご出席者への市内電車特別乗車券の配布を取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

広島市中区東千田町二丁目9番29号
広 島 電 鉄 株 式 会 社
代表取締役社長 椋 田 昌 夫

第114回定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第114回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト（<https://www.hiroden.co.jp/company/ir/generalmeeting.html>）



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）



上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ではございますが、株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたく重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 広島市中区東千田町二丁目9番29号

広電本社ビル3階会議室

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第114期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第114期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日の受付開始は、午前9時15分を予定しております。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」、「業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針」および「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」につきましては、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hiroden.co.jp/company/ir/generalmeeting.html>）

および東京証券取引所ウェブサイト

（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）

に掲載しておりますので、当該書面には記載しておりません。

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

郵送（書面）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、郵送（書面）により議決権行使をされた場合でも、株主総会にご来場いただくことは可能です。

（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）



株主総会にご出席される場合

会場へお越しの際は、同封の議決権行使書用紙をご持参ください。

株主総会日時

2023年6月29日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時15分）



行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後6時到着分まで

議決権行使書のご記入方法

こちらに、議案に対する賛否をご記入ください。

議案		原案に対する賛否	
第1号	賛	否	
第2号	賛	否	を除く
第3号	賛	否	を除く
第4号	賛	否	

議決権の数に1円ごとに1個となります。

お 願 い

1. 株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙をご持参ください。
 2. 当日ご出席されず、議決権行使書用紙に賛否を記すのうえ、議決権行使期限までに到着するようご返送ください。
 3. 賛否が記されていない議決権行使書は、議決権の一部を失う可能性があります。議決権行使書は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

株主番号 _____
 広島電鉄株式会社

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	但し	を除く
第3号	賛	否
第4号	但し	を除く
第4号	賛	否

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印

※一部の候補者につき異なる意思を表示する場合は、「賛」若しくは「否」の欄に○印をし、候補者の番号をご記入ください。

（注）議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染防止のための行動制限が徐々に緩和され、経済活動の正常化に向けた動きが加速し、全国旅行支援策によるサービス消費や、水際対策緩和によるインバウンド需要が増加しました。一方で、資源価格の高騰や物価上昇に加え、主要各国における金利上昇等による世界経済の停滞リスクに対し注視が必要な状況が続きました。

当社グループにおきましては、2022年5月に見直しを行った中期経営計画「広電グループ経営総合3ヵ年計画2022」に基づき、変革と挑戦を推進し、持続的な成長に向けた取り組みを行いました。

2022年11月には、当社グループを含めた交通事業者7社が提出した共同経営計画の認定に伴い、広島市内中心部のデルタ市街地内における電車とバスの運賃体系を整備しました。

また、広島県と廿日市市が事業主体である宮島口整備事業につきましては、宮島への観光客を迎える玄関口である宮島口地区における周辺道路の渋滞緩和やフェリーに乗り換える際の利便性向上を図るため、2022年7月に広電宮島口駅の新駅の供用を開始するとともに、駅周辺整備の工事を継続しております。

広島市が事業主体である広島駅南口広場の再整備事業では、路面電車を高架で広島駅に乗り入れることにより、JRと路面電車との乗り継ぎ時間の短縮、市内中心部への定時性及びアクセス時間を改善し、陸の玄関口にふさわしいまちづくりの実現に向け、広島市、JR西日本と連携しながら2025年春の広島駅乗り入れを目指して事業を推進しております。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して0.2%、55百万円増加して、27,450百万円となりました。利益につきましては、営業損益は、前連結会計年度の営業損失4,523百万円に対し、3,212百万円の営業損失となりました。経常損益は、前連結会計年度の経常損失4,447百万円に対し、3,027百万円の経常損失となりました。特別損益につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る助成金」や、自動車事業にかかる「運行補助金」が減少したものの、広電三井住友海上ビルの売却による「固定資産売却益」を計上した他、退職給付信託設定株式の返還による「退職給付信託返還益」の計上、確定拠出年金制度移行に伴う「退職給付制度改定益」を計上したことにより改善し、前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失1,053百万円に対し、943百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。

各セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(1) 運輸業

運輸業においては、社会経済活動に回復の兆しが見られたことにより、昨年と比べ増収となりました。

鉄軌道事業および自動車事業では、2022年11月に広島市内中心部のデルタ市街地内の路面電車、路線バス運賃をともに220円均一としてわかりやすい運賃体系の整備を図った他、利便増進施策として路面電車と路線バスの相互利用が可能な共通定期券「広島シティパス」、「広島シティパスワイド」や、平日昼間時間帯や土日祝日を対象に路面電車と路線バスを相互利用できるデジタルフリー乗車券「デジタルシティパス」を新たに発売し、お客様の負担軽減や移動の利便性向上に向けた取り組みを実施しました。

海上運送業および索道業では、3年半に及んだ厳島神社大鳥居の改修工事が2022年12月に完了して以降、大幅に観光客が増加し、2023年2月および3月は過去最高の来島者数を記録するまでに回復したことで、旅客収入も増加しました。燃料費等の増加は継続しているものの、それを上回る増収により収支が改善しました。

航空運送代理業では、2023年1月から国際線の運航が一部再開されたことに加え、航空機需要の回復に備えて業務体制を維持すべく、人材採用活動等を積極的に推進するとともに、諸経費の節減に努めました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して17.2%、2,618百万円増加して17,847百万円となり、営業損益は前連結会計年度と比較して2,450百万円改善したものの3,971百万円の営業損失となりました。なお、運行補助金を含めた損益は、前連結会計年度の4,177百万円の損失に対し、1,834百万円の損失となりました。

(2) 流通業

流通業においては、前連結会計年度末で山陽自動車道の下松サービスエリア店舗から撤退した影響により減収となりました。宮島サービスエリア店舗におきましては、交通量の増加に伴い、売上も緩やかに回復してきましたが、仕入れ価格の上昇により原材料の見直しや価格改定を余儀なくされました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して21.0%、261百万円減少して980百万円となり、営業損益は前連結会計年度と比較して51百万円改善したものの3百万円の営業損失となりました。

(3) 不動産業

不動産賃貸業においては、広島市佐伯区の「ファミリータウン広電楽々園ナイスディ棟」の賃貸契約終了や、2022年5月に広島市中区の賃貸ビル「広電三井住友海上ビル」の自社所有分を共同所有先へ売却した影響により、減収となりました。不動産販売業においては、「hitoto広島 The Tower」が全戸販売完了したものの、前年に広島県安芸郡府中町の分譲マンション「ザ・府中レジデンス」の全戸販売完了によって売上を大きく伸ばした反動等により減収となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して52.5%、3,577百万円減少して3,231百万円となり、営業利益は前連結会計年度の営業利益1,895百万円に対し、71.6%、1,357百万円減少し、537百万円となりました。

(4) 建設業

建設業においては、広島市大塚中央土地区画整理事業の工事の進行により増収となったものの、砂防堰堤工事などの公共工事の減少や建設資材価格の高騰によって減益となりました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して8.3%、451百万円増加して5,890百万円となり、営業利益は前連結会計年度の営業利益203百万円に対し、10.7%、21百万円減少し、181百万円となりました。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業においては、広島県三原市の「グリーンバースゴルフ倶楽部」では、コース整備を継続しつつ、特別オープンコンペの毎月開催やお得なプランを複数企画することにより、入場者数が増加しました。また、積極的な営業活動により新規会員を獲得することで、入会金収入やプレー収入等が増加しました。

広島市東区のゴルフ練習場「広電ゴルフ」では、弾道計測器システム「トップトレーサー・レンジ」を全打席に導入し、サービス向上と新たなお客様の獲得に努めました。

広島市中区のボウリング場「広電ボウル」では、団体利用者の予約に回復の兆しが見られたものの、本格的な回復に至らないまま推移いたしました。

この結果、当連結会計年度における営業収益は、前連結会計年度と比較して6.8%、55百万円増加して、869百万円となり、営業利益は前連結会計年度の営業利益1百万円に対し、878.0%、17百万円増加し、19百万円となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5,244百万円であり、主なものは次のとおりであります。

運輸業	広電宮島口駅移設工事	1,094 百万円
	国産超低床型路面電車購入（1編成）	440
	広電宮島口駅案内表示システム更新	145
	自動車事業用車両購入（28両）	673
不動産業	旧市民球場跡地整備事業	69 百万円
建設業	賃貸用マンション購入	913 百万円

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、金融機関からの借入金により資金調達を行っております。なお、当連結会計年度末現在の社債を含めた借入金総額は27,694百万円で、前連結会計年度末と比べ999百万円増加しております。

4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の収束とともに、移動需要の増加により収益の回復が期待されますが、お客様の行動変容の一部は不可逆的なものになり得ると捉え、中長期的に当社グループの事業に影響を与えるものと考えております。この他、人口の減少や高齢化等の一方、テクノロジーの進展等により、今後の当社グループを取り巻く経営環境の不確実性はより一層大きくなっていくものと捉えています。

当社グループは、パーパスとして「広電グループの旗印」を掲げ、この経営環境の変化に対応しながら、グループの力を最大化することにより企業価値を向上させ、更なる成長を目指してまいります。また、2023年度を初年度とする中期経営計画「広電グループ経営総合3ヵ年計画2025」を着実に実行し、安定した財務基盤の確保と強化等に努めるとともに、安全・安心なサービスの提供を前提として、交通サービスの価値向上や新たな収益機会の獲得に挑戦してまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題については、次のとおりであります。

(1) 運輸業

運輸業におきましては、お客様に便利で使いやすいだけでなく、広島のみちづくりに貢献できる新たな公共交通のあり方を示してまいります。

当社では2008年にサービスを開始したPASPYシステムに代わる「新乗車券システム」の開発に着手しております。新方式では、スマートフォンに表示させた2次元コードや新たな交通系ICカードを認証媒体とするA B T (Account Based Ticketing) 方式を採用し、曜日別や時間帯別の利用状況に応じた柔軟な運賃制度が可能となり、利便性の向上やシステム全体の低廉化を図ることを目的として、2024年10月にサービスを開始することを目指し準備を進めてまいります。

運輸業の生産性向上を図るため、ICT技術を活用し、遠隔地からの点呼を支援するシステムや乗務員の勤務シフト編成業務を支援するシステム等の導入を進めるとともに、段階的な営業所機能の集約により、運行管理の高度化に取り組み、安全性を維持・向上しながら効率化を進めてまいります。

鉄軌道事業におきましては、車両設備を改善して安全性向上を図った連接車両を用い、車掌業務の見直しに取り組み、お客様サービスの向上、事業の効率化を図ってまいります。

広島駅南口については、2025年春の電車乗り入れ開始、2026年度整備完了を目指し、引き続き広島市、JR西日本と連携して、南口広場の再整備、路面電車の駅前大橋ルート・循環ルート整備等に取り組み、利用者の利便性向上に向け、バス等も含めた公共交通ネットワークの形成を図ってまいります。

海上運送業および索道業におきましては、宮島への来島者が更に増加することが期待されます。2023年5月のG7広島サミットでは、各国首脳の宮島来訪が見込まれていることから、宮島はこれまで以上に世界の注目を集める観光拠点となります。お客様が安全・快適にご利用いただけるよう、更なる安全確保にも取り組んでまいります。

航空運送代理業におきましては、航空業界の需要回復に向けて早急に人材を確保するとともに、研修・教育を柔軟に計画することで、適切な人員配置と勤務体系の効率化を実現し、日本航空のパートナーとして安全の確保とお客様満足の向上に努めてまいります。

(2) 流通業

流通業におきましては、山陽自動車道の宮島サービスエリア店舗につきまして、道路交通量の減少による売上の伸び悩み等、課題は山積しておりますが、お客様の動向を踏まえながら利便性と快適性を高め、黒字化を目指してまいります。

(3) 不動産業

不動産業におきましては、分譲マンション事業を戦略的に実行し、安定して収益を確保するとともに、専門性を持つ他事業者との協業にも積極的に取り組み、新たなビジネスチャンスの獲得を目指してまいります。広島市中区に分譲マンション「ザ・タワーレジデンス広島富士見町」は2023年12月竣工、2024年2月購入者引渡し、広島市西区に分譲マンション「アンヴェール己斐本町」は2024年12月竣工、2025年2月購入者引渡しを予定しているなか、広島市南区のホテルニューヒロデン建物跡地についても分譲マンション事業を引き続き推進してまいります。

広島市佐伯区の「ファミリータウン広電楽々園」につきましては、今後、全体の具体的な活用方針の検討を進めていき、収益を最大限確保できるよう事業展開を図ってまいります。

(4) 建設業

建設業におきましては、建設業界の動向として維持補修への設備投資が引き続き見込めるものの、新型コロナウイルスの感染拡大状況に伴う内外需要の増減を注視しながら、工事が本格化している広島駅前大橋ルート整備事業を着実に進めてまいります。

戸建住宅販売事業につきましては、広島市安佐南区大塚中央地区の土地区画整理に伴う再開発事業「西風新都グリーンフォートみそら」の販売を着実に進めてまいります。また、省エネルギー住宅の提案等環境に配慮した取り組みについても進めてまいります。

(5) レジャー・サービス業

レジャー・サービス業におきましては、積極的な営業活動を展開するとともに、引き続き顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

広島県三原市の「グリーンバズゴルフ倶楽部」では、新規プランの展開や提携クラブの拡大等による来場者の増加と新規会員の獲得を目指し、積極的な営業活動を行うとともに、より一層のコース整備の充実に努め、来場者の満足度の向上に努めてまいります。

広島市東区のゴルフ練習場「広電ゴルフ」では、ゴルフ用品の買取・販売や、ゴルフレッスンとの相乗効果により、お客様のニーズにきめ細かく対応するとともに、弾道計測器システム「トップトレーサー・レンジ」を活用し、快適な練習環境の提供に努めてまいります。

広島市中区のボウリング場「広電ボウル」では、1年半ぶりに「健康ボウリング教室」を再開し、新たなリーグボウラーの獲得を図ってまいります。また、様々なイベントを実施することにより、来場者の増加に努めてまいります。

5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第111期	第112期	第113期	第114期 (当連結会計年度)
	2019年4月1日から 2020年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで
営業収益 (百万円)	32,910	25,409	27,395	27,450
経常損失 (△) (百万円)	△290	△6,049	△4,447	△3,027
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失 (△) (百万円)	629	△3,291	△1,053	943
1株当たり当期純利益又 は純損失 (△)	20円76銭	△108円51銭	△34円70銭	31円07銭
総 資 産 (百万円)	89,831	92,121	92,503	94,106
純 資 産 (百万円)	42,275	39,384	38,695	39,220

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

6. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
運輸業	鉄軌道事業、自動車事業、海上運送業、索道業、航空運送代理業、ハイヤー事業
流通業	物品販売業
不動産業	不動産賃貸業、不動産販売業
建設業	土木・建築業
レジャー・サービス業	飲食業、ボウリング業、ゴルフ業

7. 重要な親会社および子会社の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

該当事項はございません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
広電建設株式会社	50百万円	100%	土木・建築業

8. 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

(1) 当社

事業所名	所在地
本社	広島市中区東千田町二丁目9番29号
鉄軌道事業 営業課 (千田) 営業課 (西広島)	広島市中区東千田町 広島市西区草津南
自動車事業 曙営業課 仁保営業課 江波営業課 広島南営業課 西風新都営業課 広島北営業課 呉中央営業課 焼山営業課	広島市東区曙 広島市南区仁保沖町 広島市中区江波西 広島市中区西白島町 広島市佐伯区石内北 広島市西区小内町 広島県呉市築地町 広島県呉市焼山北
不動産事業	広島市中区東千田町

(2) 重要な子会社

会社名・事業所名	所在地
広電建設株式会社 本社	広島市中区東千田町

9. 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
運輸業	1,884 名	△100 名
流通業	22	△15
不動産業	158	△7
建設業	75	+8
レジャー・サービス業	28	△3
合計	2,167	△117

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,627 名	△106 名	48.1 歳	17.9 年

(注) 出向者50名を含み、退職者21名、労働組合専従者6名、臨時雇・嘱託123名を含んでおりません。

10. 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社広島銀行	6,585 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,739
株式会社山陰合同銀行	2,666
三井住友信託銀行株式会社	2,549
日本生命保険相互会社	2,056
株式会社みずほ銀行	1,598
株式会社日本政策投資銀行	1,384
広島信用金庫	1,159
株式会社伊予銀行	1,127
株式会社もみじ銀行	1,005

Ⅱ 会社の現況

1. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 120,000 千株
(2)発行済株式の総数 30,445 千株
(3)株主数 5,354 名 (前事業年度末比+357名)
(4)大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
広島日野自動車株式会社	1,170 千株	3.9 %
株式会社広島銀行	1,044	3.4
株式会社三菱UFJ銀行	877	2.9
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 五洋建設口	757	2.5
出光興産株式会社	750	2.5
株式会社鴻治組	701	2.3
広島ガス株式会社	618	2.0
三井住友海上火災保険株式会社	407	1.3
野村信託銀行株式会社 退職給付信託 三菱UFJ信託銀行口	375	1.2
いすゞ自動車株式会社	300	1.0

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (69,187株) を控除して計算しております。
2. 株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式 802千株 (持株比率2.6%) を含んでおります (株主名簿上の名義は「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 広島銀行口」であります)。なお、当該株式は、信託約款の定めにより株式会社広島銀行が議決権を留保しております。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	棕 田 昌 夫		広島観光開発(株) 代表取締役会長 (株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役社長
代表取締役専務	仮 井 康 裕	交通政策本部 DX戦略室 交通技術研究室担当	宮島松大汽船(株) 代表取締役会長
常 務 取 締 役	横 田 好 明	地域共創本部 人財管理本部 バス事業本部 広報・ブランド戦略室担当	広電エアサポート(株) 代表取締役会長 (株)ヒロデンプラザ 代表取締役会長
常 務 取 締 役	瀬 崎 敏 正	不動産事業本部担当	広電建設(株) 代表取締役社長
常 務 取 締 役	岡 田 茂	経営管理本部 経営企画室担当	(株)広電宮島ガーデン 代表取締役会長
取 締 役	平 町 隆 典	電車事業本部長	
取 締 役	立 岩 薫	交通政策本部長	
社 外 取 締 役	田 村 興 造		広島ガス(株) 代表取締役会長
社 外 取 締 役	荒 本 徹 哉		
社 外 取 締 役	平 田 かおり		
常 勤 監 査 役	尾 崎 宏 明		
社 外 監 査 役	坂 井 康 成		
社 外 監 査 役	川 上 清 一		

- (注) 1. 取締役田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役坂井康成氏および川上清一氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役坂井康成氏は、金融機関における豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役川上清一氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、各社外取締役および各社外監査役を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

5. 2022年6月29日開催の取締役会において、取締役の地位および担当を次のとおり変更いたしました。

氏名	地位	担当
仮井 康裕	代表取締役専務	交通政策本部、DX戦略室、交通技術研究室担当
横田 好明	常務取締役	地域共創本部、人財管理本部、バス事業本部、 広報・ブランド戦略室担当
瀬崎 敏正	常務取締役	不動産事業本部担当
岡田 茂	常務取締役	経営管理本部、経営企画室担当

6. 当事業年度末日後、2023年4月11日で取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏名	地位	担当
仮井 康裕	代表取締役専務	交通政策本部、DX・IT戦略室、交通技術研究室担当

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。2023年4月11日現在の執行役員の地位・担当は次のとおりであります。

氏名	地位	担当
末松 辰義	執行役員	地域共創本部長、広報・ブランド戦略室長
山根 辰夫	執行役員	交通政策本部副本部長
小島 亮二	執行役員	経営管理本部長
八木 康夫	執行役員	人財管理本部長、DX・IT戦略室長
東 耕一	執行役員	電車事業本部副本部長、交通技術研究室長、 駅前プロジェクト推進部長
玉田 和	執行役員	バス事業本部長
立石 一朗	執行役員	不動産事業本部長
山田 康敬	執行役員	不動産事業本部副本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

2019年6月17日に制定した取締役報酬内規（以下、「内規」という。）を踏まえ、代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当取締役による協議を経て、2021年2月12日開催の取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を制定しております。

また、2021年6月21日開催の取締役会において、報酬諮問委員会の設置、決定方針および内規の改定を決議し、2021年6月29日に報酬諮問委員会を設置いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、次のとおりであります。

当社の事業は運輸業を中心とする公共性の高い事業であり、個々の取締役の報酬の決定に際しては、将来に向けて持続可能で安定した企業経営を継続して推進するため、各取締役の職責を踏ま

えた適正な水準とすることを基本方針とする。

取締役の個人別の報酬等は、内規に基づき、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で、決定するものとする。各取締役の報酬等は、固定報酬とし、地位、担当職務、在籍年数、年度業績および各取締役の業績寄与度を勘案し、年度毎に決定のうえ月例支給とする。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当各取締役による協議の内容を報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得るものとする。取締役の個人別の報酬等の額は、取締役会における代表取締役一任の決議によって、代表取締役が報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、決定する。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会では、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方針および内規により決定することを2022年6月20日に開催した報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得ております。

また、取締役の個人別の報酬等の内容について、2022年6月29日開催の取締役会において、決定方針および内規により代表取締役一任とすることを決議しております。これにより、取締役会は、事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額250百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

当社監査役の報酬等の額は、2012年6月28日開催の第103回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容について代表取締役および企画担当・財務担当・労務担当各取締役による協議の内容を報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得て、2022年6月29日開催の取締役会において、代表取締役社長椋田昌夫氏に取締役の個人別の報酬等の額の決定を一任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬分、代表権分、使用人分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには、代表取締役が最も適していると判断したからであります。

なお、代表取締役は決定方針および内規により、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の額を決定することにしております。

④取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10 名 (3)	171 百万円 (19)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	39 (19)
計	13	210

- (注)1. 業績連動報酬の支給はありません。
2. 非金銭報酬等の支給はありません。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3)責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役および各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。

(5)社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役の田村興造氏は、広島ガス株式会社の代表取締役会長を兼務しております。同社は、当社と一般消費者としての通常の取引を行っております。同社は当社株式数の2.0%を保有する大株主であります。

②当事業年度における主な活動状況

ア. 社外取締役

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	田村 興造	<p>当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、上場会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督すべく、積極的な意見・提言を行っております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>
社外取締役	荒本 徹哉	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、地方自治体における都市整備に関する業務の責任者や、公共交通に関わる企業の経営者等を歴任した豊富な経験と幅広い見識を活かし、まちづくりや交通政策等の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督すべく、積極的な意見・提言を行っております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>
社外取締役	平田 かおり	<p>当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士として、特に人事・労務分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社グループの人事戦略の推進等について、客観的な視点で独立性をもって監督すべく、また、女性の取締役としてダイバーシティの推進にも寄与すべく積極的な意見・提言を行っております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>

イ. 社外監査役

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	坂 井 康 成	<p>当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回の全てに出席し、金融機関での豊富な経験と財務および会計に関する幅広い見識を活かし、適宜意見を述べております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>
社外監査役	川 上 清 一	<p>当事業年度開催の取締役会13回、監査役会14回の全てに出席し、税理士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、適宜意見を述べております。</p> <p>また、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会6回の全てに出席し、取締役、監査役の指名等および報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実に貢献しております。</p>

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

内 容	金 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	37 百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	4
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の子会社の広島観光開発株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の計算関係書類の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

税務に関するアドバイザー業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	16,451
現金及び預金	4,448
受取手形、売掛金及び契約資産	4,969
販売土地及び建物	2,050
未成工事支出金	92
商品及び製品	63
原材料及び貯蔵品	709
その他	4,113
貸倒引当金	△15
固定資産	77,655
有形固定資産	68,127
建物及び構築物	18,441
機械装置及び運搬具	4,774
土地	43,276
建設仮勘定	711
その他	925
無形固定資産	961
借地権	29
その他	931
投資その他の資産	8,566
投資有価証券	6,678
長期貸付金	12
繰延税金資産	224
退職給付に係る資産	936
その他	817
貸倒引当金	△103
資産合計	94,106

科目	金額
負債の部	
流動負債	25,723
支払手形及び買掛金	1,190
短期借入金	13,685
1年内償還予定の社債	37
未払金	4,788
未払法人税等	128
未払消費税等	154
未払費用	785
預り金	1,668
賞与引当金	1,059
役員賞与引当金	14
その他	2,211
固定負債	29,162
社債	37
長期借入金	13,933
繰延税金負債	1,160
再評価に係る繰延税金負債	9,770
退職給付に係る負債	908
その他	3,352
負債合計	54,886
純資産の部	
株主資本	14,990
資本金	2,335
資本剰余金	2,019
利益剰余金	10,696
自己株式	△60
その他の包括利益累計額	23,369
その他有価証券評価差額金	1,000
土地再評価差額金	21,972
退職給付に係る調整累計額	396
非支配株主持分	860
純資産合計	39,220
負債純資産合計	94,106

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		27,450
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	24,899	
販売費及び一般管理費	5,762	30,662
営業損失		3,212
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	189	
持分法による投資利益	114	
その他	137	444
営業外費用		
支払利息	224	
その他	34	258
経常損失		3,027
特別利益		
固定資産売却益	621	
投資有価証券売却益	0	
工事負担金等受入額	772	
運行補助金	2,137	
受取補償金	2,884	
新型コロナウイルス感染症に係る助成金	963	
退職給付信託返還益	483	
退職給付制度改定益	271	
その他	2	8,138
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	496	
固定資産圧縮損	3,416	
減損損失	35	
投資有価証券評価損	58	4,010
税金等調整前当期純利益		1,100
法人税、住民税及び事業税	97	
法人税等調整額	76	173
当期純利益		927
非支配株主に帰属する当期純損失		16
親会社株主に帰属する当期純利益		943

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,662
現金及び預金	1,685
未収運賃	431
未収金	4,767
未収収益	27
短期貸付金	4
販売土地及び建物	1,901
貯蔵品	653
前払金	67
前払費用	14
その他の流動資産	107
固定資産	70,982
鉄・軌道事業固定資産	15,657
自動車事業固定資産	13,516
不動産事業固定資産	31,086
各事業関連固定資産	2,243
建設仮勘定	641
投資その他の資産	7,837
関係会社株式	848
投資有価証券	5,520
長期貸付金	1,314
前払年金費用	359
その他の投資等	1,076
貸倒引当金	△1,280
資産合計	80,644

科目	金額
負債の部	
流動負債	22,754
短期借入金	13,032
1年内償還予定の社債	37
未払金	4,856
未払費用	588
未払法人税等	66
預り連絡運賃	133
預り金	910
前受運賃	614
前受金	1,178
前受収益	140
賞与引当金	852
その他の流動負債	343
固定負債	26,134
社債	37
長期借入金	12,306
繰延税金負債	977
再評価に係る繰延税金負債	9,770
退職給付引当金	164
その他の固定負債	2,877
負債合計	48,888
純資産の部	
株主資本	8,793
資本金	2,335
資本剰余金	1,975
資本準備金	1,971
その他資本剰余金	4
利益剰余金	4,537
利益準備金	225
その他利益剰余金	4,312
圧縮積立金	0
繰越利益剰余金	4,311
自己株式	△55
評価・換算差額等	22,962
その他有価証券評価差額金	989
土地再評価差額金	21,972
純資産合計	31,756
負債純資産合計	80,644

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
鉄・軌道事業		
営業収益	5,900	
営業費	6,803	
営業損失		903
自動車事業		
営業収益	8,341	
営業費	10,355	
営業損失		2,013
不動産事業		
営業収益	3,165	
営業費	2,660	
営業利益		505
全事業営業損失		2,412
営業外収益		
受取利息及び配当金	363	
その他の収益	91	454
営業外費用		
支払利息	203	
その他の費用	20	224
経常損失		2,182
特別利益		
固定資産売却益	590	
投資有価証券売却益	0	
関係会社株式売却益	0	
工事負担金等受入額	746	
運行補助金	1,218	
受取補償金	2,884	
新型コロナウイルス感染症に係る助成金	752	
退職給付信託返還益	483	
退職給付制度改定益	271	
その他	0	6,948
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	516	
固定資産圧縮損	3,391	
減損損失	35	
投資有価証券評価損	58	4,011
関係会社株式評価損	4	
税引前当期純利益		755
法人税、住民税及び事業税	△52	
法人税等調整額	55	2
当期純利益		752

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

広島電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 真 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

広島電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 横 澤 悟 志
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 真 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島電鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事務を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

広島電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役 尾 崎 宏 明 ㊞

社外監査役 坂 井 康 成 ㊞

社外監査役 川 上 清 一 ㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、運輸業を中心とする公共性の高い業種であり、安全性の確保を最優先としつつ、将来に向けて継続的に安定した企業経営を推進するための投資に必要な資金の額や中長期的な業績の動向を勘案しながら安定配当を継続して実施できることを利益配分に対する基本方針としております。

当期の配当につきましては、この基本方針を踏まえ、財務状況や今後の見通しなどを慎重に検討いたしました結果、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭といたします。

(2)株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円00銭 総額182,257,878円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	椋 田 昌 夫 (むくだ まさお)	代表取締役社長	13回/13回
2	再任	仮 井 康 裕 (かりい やすひろ)	代表取締役専務	13回/13回
3	再任	横 田 好 明 (よこた よしあき)	常務取締役	13回/13回
4	再任	瀬 崎 敏 正 (せざき としまさ)	常務取締役	13回/13回
5	再任	岡 田 茂 (おかだ しげる)	常務取締役	13回/13回
6	再任	平 町 隆 典 (ひらまち たかのり)	取締役	13回/13回
7	再任	立 岩 薫 (たていわ かおる)	取締役	13回/13回
8	再任 社外 独立役員	田 村 興 造 (たむら こうぞう)	取締役	12回/13回
9	再任 社外 独立役員	荒 本 徹 哉 (あらかもと てつや)	取締役	13回/13回
10	再任 社外 独立役員	平 田 かおり (ひらた かおり)	取締役	13回/13回

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>むくだ まさお 棕田 昌夫 (1946年11月24日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1969年3月 当社入社 2003年6月 当社取締役M・Sカンパニープレジデント 2008年6月 当社常務取締役 2010年6月 当社専務取締役 2013年1月 当社代表取締役社長（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>広島観光開発(株) 代表取締役会長 (株)交通会館 代表取締役社長 広島ゴルフ観光(株) 代表取締役社長</p>	52,100株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>棕田昌夫氏は、当社グループの事業全般に精通し、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を推し進めることができること、人格、識見に優れ、長年にわたる当社経営者としての経験とともに、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>かりい やすひろ 仮井 康裕 (1959年9月25日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1983年3月 当社入社 2013年6月 当社取締役呉バスカンパニープレジデント 2014年1月 当社取締役バス事業担当、バス事業本部長 2015年9月 当社取締役バス活性化推進本部長 人財管理本部長 2019年2月 当社取締役 交通政策本部長 2020年6月 当社常務取締役 2021年4月 当社DX戦略室長 2021年6月 当社専務取締役交通技術研究室、交通政策本部、 人財管理本部担当 2022年6月 当社代表取締役専務交通政策本部、DX戦略室、交 通技術研究室担当 2023年4月 当社代表取締役専務交通政策本部、DX・IT戦略室、 交通技術研究室担当（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>宮島松大汽船(株) 代表取締役会長</p>	7,300株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>仮井康裕氏は、2013年に当社取締役に就任後、交通政策、人事に関する業務の他、DX戦略等において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	<p>再任</p> <p>よこた よしあき 横田 好明 (1963年5月8日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1988年3月 当社入社</p> <p>2015年6月 当社取締役経営企画本部長</p> <p>2015年9月 当社取締役交通政策本部長</p> <p>2019年2月 当社取締役バス事業本部長</p> <p>2020年6月 当社常務取締役（現在）</p> <p>2021年4月 当社経営企画室担当 地域共創本部長 広報・ブランド戦略室長</p> <p>2021年6月 当社地域共創本部、バス事業本部担当</p> <p>2022年6月 当社地域共創本部、人財管理本部、バス事業本部、広報・ブランド戦略室担当（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>広電エアサポート(株) 代表取締役会長 (株)ヒロデンプラザ 代表取締役会長</p>	5,600株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>横田好明氏は、2015年に当社取締役に就任後、経営企画、人事、バス事業を統括する業務の他、地域との協働、広報・ブランド戦略等において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
4	<p>再任</p> <p>せざき としまさ 瀬崎 敏正 (1966年3月15日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1989年3月 当社入社</p> <p>2013年4月 当社執行役員不動産第二営業グループマネジャー</p> <p>2014年1月 当社執行役員不動産事業本部長</p> <p>2015年6月 当社取締役 不動産事業本部長</p> <p>2021年6月 当社常務取締役（現在）</p> <p>2022年6月 当社不動産事業本部担当（現在）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>広電建設(株) 代表取締役社長</p>	5,800株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>瀬崎敏正氏は、2015年に当社取締役に就任後、不動産の分譲・販売、賃貸および開発の他、不動産の保守管理や不動産事業の効率的で円滑な運営をサポートする業務において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	再任 おかだ しげる 岡田 茂 (1966年2月10日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1989年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員経理管理グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員経営管理本部長 2015年6月 当社取締役 経営管理本部長 2021年6月 当社常務取締役 (現在) 2022年6月 当社経営管理本部、経営企画室担当 (現在) (重要な兼職の状況) (株)広電宮島ガーデン 代表取締役会長	5,200株
	取締役候補者とする理由 岡田茂氏は、2015年に当社取締役に就任後、経営企画、財務、総務、広報、購買、広告および情報システム等に関する業務において重要な役割を果たしていること、当社グループの経営を適切に遂行できる豊富な経験と幅広い知見により代表取締役社長を補佐し、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
6	再任 ひらまち たかのり 平町 隆典 (1956年2月18日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1982年3月 当社入社 2013年4月 当社執行役員電車輸送企画グループマネジャー 2014年1月 当社執行役員電車事業本部長 2015年6月 当社取締役電車事業本部長 (現在)	7,800株
	取締役候補者とする理由 平町隆典氏は、2015年に当社取締役に就任後、電車事業を統括する業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	<p>再任</p> <p>たていわ かおる 立岩 薫</p> <p>(1958年2月1日生)</p> <p>取締役会への出席状況 13/13回</p>	<p>1981年4月 広島市採用</p> <p>2010年4月 広島市道路交通局都市交通部長</p> <p>2013年4月 広島市道路交通局次長</p> <p>2015年4月 広島市安佐北区長</p> <p>2018年4月 当社入社・参与</p> <p>2018年6月 当社取締役交通政策部担当</p> <p>2020年6月 当社取締役交通政策本部副本部長 交通政策担当</p> <p>2021年6月 当社取締役交通政策本部長（現在）</p>	2,800株
<p>取締役候補者とする理由</p> <p>立岩薫氏は、2018年に当社取締役に就任後、地方自治体において交通行政の責任者等を歴任した経験を活かし、交通政策に関する業務において重要な役割を果たしていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
8	<p>再任 社外 独立役員</p> <p>たむら こうぞう 田村 興造</p> <p>(1951年6月22日生)</p> <p>取締役会への出席状況 12/13回</p>	<p>1977年4月 広島ガス㈱入社</p> <p>2009年6月 同社取締役執行役員経営統括本部経営企画部長</p> <p>2010年4月 同社代表取締役社長 社長執行役員</p> <p>2012年6月 当社社外取締役（現在）</p> <p>2017年6月 広島ガス㈱代表取締役会長（現在）</p>	なし
<p>社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要</p> <p>田村興造氏は、2012年に当社社外取締役に就任後、上場会社の経営者としての豊富な経験を活かし、積極的な意見・提言を通じて、当社の業務執行を客観的な視点で独立性をもって監督していただいていること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただいていること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名等	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	再任 社外 独立役員 <small>あらもと てつや</small> 荒本 徹哉 (1955年2月3日生) 取締役会への出席状況 13/13回	1977年4月 広島市採用 2011年7月 広島市副市長 2015年7月 (株)広島バスセンター代表取締役社長 2020年4月 学校法人広島文化学園副理事長(現在) 2021年6月 当社社外取締役(現在)	6,000株
社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要 荒本徹哉氏は、地方自治体における都市整備に関する業務の責任者や、公共交通に関わる企業の経営者等を歴任した経験を活かし、街づくりや交通政策の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督していただけること、その豊富な経験と実績により、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			
10	再任 社外 独立役員 <small>ひらた</small> 平田 かおり (1973年11月26日生) 取締役会への出席状況 13/13回	2002年10月 福岡県弁護士会弁護士登録 2006年7月 広島弁護士会弁護士登録 2015年4月 広島弁護士会副会長 中国地方弁護士連合会理事 2016年4月 広島弁護士会労働法制委員会委員長 2017年4月 広島市固定資産評価審査委員会委員 2021年6月 当社社外取締役(現在)	なし
社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要 平田かおり氏は、弁護士として、特に人事・労務分野において豊富な経験と実績を有しており、当社グループの人事戦略の推進について、客観的な視点で独立性をもって監督していただけること、女性の取締役としてダイバーシティの推進とともに、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に寄与していただけること、人格、識見に優れ、取締役として必要な専門性、能力を高い水準で有していることから、取締役会の意思決定・監督機能の更なる実効性向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。 なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏は社外取締役候補者であります。なお、3氏は現に社外取締役であり、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって田村興造氏が11年、荒本徹哉氏、平田かおり氏が2年となります。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定および定款第28条により、社外取締役田村興造氏、荒本徹哉氏、平田かおり氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において、3氏が再任され就任した場合、本契約を継続する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。なお、各候補者は選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新することを予定しております。
5. 当社は、田村興造氏、荒本徹哉氏および平田かおり氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(ご参考)

本総会において、第2号議案が原案どおり可決された場合の当社における取締役が有する知識と経験（スキルマトリックス）です。

氏名	当社での地位	専門性・経験						
		1	2	3	4	5	6	7
		企業経営・ 経営戦略	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	労務管理・ 人材開発	運輸・ 交通政策	不動産・ まちづくり	レジャー・ 観光
椋田昌夫	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	
仮井康裕	代表取締役専務	●	●		●	●		●
横田好明	常務取締役	●		●	●	●		●
瀬崎敏正	常務取締役	●					●	
岡田茂	常務取締役	●	●	●				
平町隆典	取締役	●				●		●
立岩薫	取締役					●	●	
田村興造	社外取締役	●		●			●	
荒本徹哉	社外取締役	●	●					
平田かおり	社外取締役			●	●			

上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を示すものではありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役の坂井康成氏と川上清一氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名等	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	新任 社外 独立役員 <small>わたなべ やすらう</small> 渡辺 泰朗 (1957年6月1日生) 取締役会の出席状況 — 監査役会の出席状況 —	1980年 4月 (株)広島銀行入行 2004年 4月 同行本店営業部営業第一部長 2008年 4月 同行執行役員徳山支店長 2009年 4月 同行執行役員福山営業本部長 2012年 6月 (株)マイティネット代表取締役社長 2020年 6月 同社代表取締役会長 2021年 1月 ひろぎんITソリューションズ(株)代表取締役会長 2022年 6月 同社顧問 (現在)	なし
	社外監査役候補者とする理由 渡辺泰朗氏は、上場会社である金融機関の執行役員およびIT事業を営む会社の代表取締役等を歴任した豊富な経験・実績・見識を有しており、財務および会計、またITに関する知識を当社の監査体制にいかし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。		
2	新任 社外 独立役員 <small>かたやま かずとし</small> 片山 一俊 (1969年7月18日生) 取締役会への出席状況 — 監査役会への出席状況 —	2001年10月 中央青山監査法人 広島事務所入所 2005年 4月 公認会計士登録 (現在) 2007年 8月 あずさ監査法人 広島事務所入所 2018年12月 KPMG税理士法人 広島事務所入所 2019年 3月 税理士登録 (現在) 2022年10月 片山一俊税理士事務所開設 (現在) 片山公認会計士事務所開設 (現在)	なし
	社外監査役候補者とする理由 片山一俊氏は、公認会計士、税理士として豊富な経験・実績・見識を有しており、会計および税務に関する知識を当社の監査体制にいかし、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 渡辺泰朗氏および片山一俊氏は、いずれも社外監査役候補者であります。
3. 当社は、渡辺泰朗氏および片山一俊氏を本議案の承認可決を前提に東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 渡辺泰朗氏および片山一俊氏が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、各候補者は選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新することを予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名等	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
社外 独立役員 <small>さかい やすなり</small> 坂井 康成 (1953年10月20日生)	1976年4月 (株)広島銀行入行 2003年6月 同行融資企画部長 2005年4月 同行執行役員広島西支店長 2007年4月 同行執行役員個人営業部長 2008年4月 同行常務執行役員個人営業部長 2009年4月 ひろぎんカードサービス(株)顧問 2009年6月 同社代表取締役社長 2015年6月 同社代表取締役会長 2015年6月 当社社外監査役(現在)	なし
補欠の社外監査役候補者とする理由 坂井康成氏は、上場会社である金融機関の執行役員等を歴任した豊富な経験・実績・見識を有しており、財務および会計に関する知識をもって2015年から当社社外監査役を務めており、社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 坂井康成氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏は現に社外監査役であり社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
3. 坂井康成氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を行う予定です。
4. 坂井康成氏が就任した場合、当社は改めて同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役であり、被保険者が保険料の一部を負担しております。当該保険契約は、被保険者が負担することとなるその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令違反であることを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求については補償されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、坂井康成氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新することを予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

広電本社ビル 3階会議室

広島市中区東千田町二丁目9番29号



【交通機関のご案内】

当社電車にて次の路線をご利用ください。「広電本社前」電停下車すぐです。

- ・ 1号線（広島駅～紙屋町東～広島港）
- ・ 3号線（広電西広島～紙屋町西～宇品二丁目・広島港）
- ・ 7号線（横川駅～紙屋町西～広電本社前）

※駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。